

資料提供(投げ込み) 令和2年4月14日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
市民部 地域連携課 (電話059-229-3110)	地域連携課長 小橋 毅

津市市民活動センターの利用制限について

新型コロナウイルスの感染症拡大の状況が変化中、令和2年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、本市が「感染確認地域」となっていることを踏まえ、同月8日開催の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）にて決定された公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに基づき、津市市民活動センターの利用を制限します。

記

1 対象施設

津市市民活動センター（津センターパレス 3階及び地下1階）

2 利用制限する場所

(1) 3階部分

- ア ミーティングルーム
- イ 市民活動促進スペース

(2) 地下1階部分

- ア 津市市民活動センター地下窓口
- イ 会議室A、B及びC
- ウ 研修室
- エ レクリエーション室
- オ 市民オープンステージ

※なお、津市市民活動センター3階窓口、ワーキングルーム、市民活動オフィス及びロッカーは、利用を継続します。

3 利用制限の期間

令和2年4月17日(金)から同年5月6日(水)まで
状況に応じ利用制限する期間を変更する場合があります。

4 その他

利用制限に当たっては、指定管理者と連携を密にし、利用者の方々に混乱が生じないように周知を図ります。